

認知症と成年後見制度

認知症になって判断能力が低下すると、預貯金の管理や、介護サービスの契約を自分で処理することが難しくなる。こうした人を支援するのが「成年後見制度」だ。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

任意後見制度

任意後見制度は本人に十分な判断能力があるうちに、将来その能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護、財産管理に関する事務の代理権を与える契約を結び、任意後見契約公正証書を作成する。

本人の判断能力が低下した時に、その契約ははじまり、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもとで、本人を代理して契約などを行うことになる。

法定後見制度

法定後見制度は判断能力の程度に合わせて「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれている。本人・配偶者・親族・検察官・市町村長などが家庭裁判所に申し立てをして、補助開始の審判が出されると、家裁によって選ばれた成年後見人が本人の利益を考えながら、本人の代理として契約を行う。法定後見の場合、弁護士や司法書士、行政書士等、法律の専門家が後見人になるため相応の費用がかかる。

そこでいま、低所得の方でも利用できる「市民後見人」が注目されている。自治体の研修を経て推薦を受けた人が後見人になれる制度だ。ただし、後見人になる人は自分の財産状況を開示する必要があるほか、報酬が低額であるケースもあることから、市民後見人が選任されるケースが少なく、期待されているほど普及が進んでいるとは言えない。



Guidance 02

介護施設の基礎知識

いざという時、あわてないために

認定NPO法人市民シンクタンクひとまち社事務局長

松浦 恵理子

高齢になっても住み慣れた地域、できれば自宅で暮らしたいという人は多い。訪問介護、訪問看護など従来の在宅サービスや、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などの新たな地域密着型サービスを利用して、最期まで自宅で暮らす人も増えている。

しかし現実には在宅死の割合は13%。76%が病院死、施設などで亡くなる人は9%だ。多くの人は施設に入所し、病院で最期を迎える。今後、一人暮らし高齢者はさらに増加する。介護施設の基礎知識は誰にでも必要だ。

「住み替え」は、「いつ」、「どのような状態」で検討するかによって選択肢が変わる。元気づけに早めに住み替えるのか、介護が必要になって住み替えるのか。「終の棲家」として考えるのなら、終末期医療への対応を検討することが何より大切だ。

高齢者向けの住まいは様々あるが、「安全・安心」と「自由」の二つを思うように得ることはなかなか難しい。住み替えに当たり優先することを明確にした上で、いろいろな施設を実際に見て、契約書をよく読んで判断するし

